

新型コロナウイルス感染症に関する市の対応について（情報提供）

標記の件について、本日下午記のとおり決定・確認しました。

記

1 緊急事態宣言の発出について

2 本市の感染者の状況などについて

市ホームページで情報提供中

3 「緊急事態宣言」に伴う防災行政無線放送について 別紙1

4 市立小・中学校、学童保育所等における対応について

①市立小・中学校 4/7に資料提供済み

②学童保育所 別紙2

※保育園については、別途資料提供

5 ごみ・資源物の排出自粛及び戸吹クリーンセンター等の第4日曜日持ち込み中止について（資源循環部） 別紙3

6 市民部の対応について 別紙4

7 その他（関係機関等からの報告）

【八王子消防署】

- ・災害対応は基本的に変更なし。救急活動として、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の搬送は、保安帽、ゴーグル等の装備で対応してきたが、今後は全ての救急活動に適用する。3月から昨日まで感染疑いの救急搬送51件、うち陽性1件。
- ・予防業務に関して、立入検査は延期（火災発生建物、危険性のある建物は実施）。法定の自営消防指導訓練は、職員派遣は実施せず延期を指導。防火防災訓練も延期を指導。法定講習は原則通り継続するが、3密を避けて安全対策している。

【八王子市社会福祉協議会】

- ・休業等により減収した世帯に対して、20万円以内として緊急小口資金貸付を実施。3月25日から本庁舎地下1階で受付。3月中旬から3月末まで325件、4月1日から7日まで360件。
- ・自営業者、中小企業に対しての給付金支給があることから、自立支援課と連携を図り、生活に困窮している人に対して支援を継続していきたい。

令和 2 年 4 月 7 日

生活安全部長

「緊急事態宣言」に伴う防災行政無線放送について

国内での新型コロナウイルス感染拡大により、国が「緊急事態宣言」を行ったことから、市民の皆様には防災情報メール等にて情報を発信するほか、防災行政無線により市長から新型コロナウイルス感染防止の要請を行います。

記

1 放送日時 4月8日（水）午前10時ころ

2 放送内容(予定)

「昨日、国が新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」を出しました。
感染症拡大防止には、市民一人ひとりの行動が大切です。
手洗いと咳エチケットの徹底、密閉・密集・密接を避けること、不要不急の外出は控えることを強くお願いいたします。」

3 その他の情報発信

防災情報メール、防犯メール、ホームページ、SNS、J:COM 他

令和2年(2020年)4月8日
子ども家庭部

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出に係る学童保育所事業の継続について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえ、感染拡大防止及び児童の安全確保の観点から、市立小学校の臨時休業中の学童保育所の事業を下記のとおり継続する。

記

1 目的

緊急事態宣言発令の翌日(4月8日)から5月6日までの間、学童保育所事業を継続することにより、社会・経済活動に関連する就労などに従事しており、やむなく家庭で保育ができない世帯の児童の保育を実施することで、市民生活の継続に必要なサービスの維持を図る。

2 対応方針

当該感染症の拡大防止及び学童保育所を利用する児童の密集状態緩和による安全確保を図るため、規模を縮小しての開所とする。

3 対応期間

令和2年(2020年)4月8日(水)から5月6日(水)まで。

4 保育料

4月1日以降学童保育所を利用している場合であっても、4月8日(水)から同月30日(木)まで全休する場合は、4月分の保育料は徴収しないこととする。

なお、5月7日(木)以降に児童青少年課又は学童保育所へ欠席届の提出を求める。

5 やむなく家庭で保育ができない方への対応

(1)一部開所

原則、一小学校に1施設の開所とする。

※登所人数が多く、1施設での保育では感染防止対策が難しい場合は、職員体制が組めることを条件に、複数施設の開所で保育を実施する。

(2)開所時間

午前8時30分から午後6時30分まで

※延長保育は実施しない。

(3)対象者

利用希望者は、児童青少年課あて、個別申し込みを行い就労先等を確認したうえで、利用承認する。

※各学童保育所では、利用承認の判断を行わない。

令和2年(2020年)4月8日
新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるごみ・資源物の排出自粛 及び戸吹クリーンセンター等の第4日曜日持ち込み中止について

現在、資源物として回収している古着・古布については、資源化のために輸出している諸外国にて、受け入れできない状況となっています。

このため、下記のとおり市民に対し、ごみ・資源物の排出に関する自粛要請を行うとともに、毎月第4日曜日に行っている戸吹クリーンセンター等の粗大ごみの持ち込みを中止します。

記

1 ごみ・資源物の排出自粛要請

古着・古布の排出を控え、できる限りの排出抑制にご協力いただくよう依頼する。また、併せてごみ・他の資源物においても排出を控えるよう協力を依頼する。

周知方法:5/1号広報、ホームページ

2 第4日曜日における戸吹クリーンセンター等の粗大ごみ持ち込み中止

当面の外出自粛要請、イベントの中止などの措置が講じられていることから、以下のとおり第4日曜日の受け入れを中止する。

- ・ 中止期間：第4日曜日（令和2年4月26日から当面の間）
- ・ 対象施設：戸吹清掃工場及び多摩清掃工場
- ・ 対象ごみ：市民及び事業者により持ち込まれる一般廃棄物
- ・ 周知方法：事前予約受け付け時の案内、ホームページ及び計量でのチラシ配布

※ 今後も、ごみ・資源物の排出方法等が変更になることが予測されるため、最新の情報は広報・ホームページ等を通じて周知する。

【問い合わせ先】

1 ごみ・資源物の排出に係る事について

資源循環部ごみ総合相談センター 森田
直通 696-5358

2 第4日曜日における戸吹クリーンセンターの粗大ごみ持ち込みについて

資源循環部戸吹クリーンセンター 岡田
直通 692-5389

新型コロナウイルス対策本部
令和2年4月8日
市民部

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた市民部の対応について

1 市民生活課が実施している各種専門相談の変更点

市民生活課の事業で、各士業の専門家が実施している専門相談を本日4月8日から当面の間、休止する。

(1) 市民生活課・専門相談一覧

| 相談名 | 相談日 | 相談員 | 相談方法 |
|--------------------|------------|--------------|----------|
| 法律相談 | 月～金曜日 | 弁護士 | 電話⇒休止 |
| 交通事故相談 | 第1・2・4 木曜日 | 弁護士 | 電話⇒休止 |
| 税金相談 | 第1 水曜日 | 税理士 | 電話⇒休止 |
| 不動産相談 | 第1 火曜日 | 宅地建物取引士 | 対面・電話⇒休止 |
| | 第3 火曜日 | 宅地建物取引士 | 対面⇒休止 |
| | 第4 火曜日 | 不動産鑑定士 | 対面⇒休止 |
| 司法書士法律相談 | 第4 金曜日 | 司法書士 | 電話⇒休止 |
| 登記相談 | 第2 火曜日 | 司法書士・土地家屋調査士 | 電話⇒休止 |
| 相続・遺言等 暮らしの手続相談 | 木曜日 | 行政書士 | 電話⇒休止 |
| 年金・雇用保険・ 労働条件相談 | 第2 金曜日 | 社会保険労務士 | 電話⇒休止 |
| 行政相談 | 毎月10日 | 行政相談委員 | 休止 |
| あなたの心の相談室 | 火・木・金曜日 | カウンセラー | 電話⇒調整中 |

2 消費生活センターの相談対応の変更点

電話及び対面での相談対応をしていたが、原則電話相談のみとする。⇒窓口休止、電話相談のみ

(1) 電話相談への変更日

令和2年3月28日(土)から当面の間

(2) 市民への周知

ホームページ

3 市民集会所の対応について

コロナ感染の収束が確実に見込めると判断できるまで、利用及び新規予約受付を休止する。